

栃木県吹奏楽コンクール実施規定

改定 平成21年4月1日
平成22年4月1日
平成23年4月1日

(総 則)

- 第1条** コンクールは、栃木県吹奏楽連盟（以下「本連盟」という）に加盟する団体の中から参加申し込みをした吹奏楽団体が参加して毎年7・8月に実施する。
- 第2条** 実施会場は、その年ごとに本連盟常任理事会でこれを定める。
- 第3条** 常任理事会は毎年総会までに、その年度の栃木県吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施部門 および 参加人員)

- 第4条** 実施部門は次の通りとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。
- | | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 小学校部門— | 小学校D部門 | 中学校A部門 | 中学校B部門— |
| 中学校C部門 | 中学校D部門 | | |
| 高等学校A部門 | 高等学校B部門— | 高等学校C部門 | 高等学校D部門 |
| 大学部門 | 職場・一般部門 | | |

~~については、更に「コンクールの部」・「フェスティバルの部」を設ける。~~

- 第5条** 各部門の参加人員は次の通りとする。
- | | |
|------------------|----------------|
| 小学校部門・小学校D部門……自由 | |
| 中学校A部門……50名以内 | 中学校B部門……30名以内 |
| 中学校C部門……25名以内 | 中学校D部門……自由 |
| 高等学校A部門……55名以内 | 高等学校B部門……30名以内 |
| 高等学校C部門……25名以内 | 高等学校D部門……自由 |
| 大学部門……55名以内 | 職場・一般部門……65名以内 |

指揮者は、この人数に含めない。

~~小学校・中学校B・高等学校B各部門の「フェスティバルの部」においては、上記の人数の他に楽器演奏以外の出演者（歌や踊り等のパフォーマンス）を加えることができる。~~

参加申込み人数の増員は各年度のコンクール代表者打ち合わせ受け付け終了時まで認める。減員の場合には参加費等の払い戻しはしない。

(資 格)

- 第6条** 各部門の参加資格は次の通りとする。
- 小学校部門
構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。
- 中学校A部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生の参加は認める）
- 中学校B部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生の参加は認める）ただし、県コンクールA部門に出演する学校は、県代表にはなれない。
- 高等学校A部門
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）
- 高等学校B部門
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）ただし、県コンクールA部門に出演する学校は、県代表にはなれない。
- 大学部門
構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。
- 職場・一般部門
団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第7条に該当するメン

パーおよび職業演奏家の参加は認めない。

小学校・中学校・高等学校各D部門

団体構成メンバーは原則として各B部門(小学校においては小学校部門)に準ずるが、複数団体(同一校種)による合同バンドを認める。ただし、合同バンドについては各団体代表者(参加団体学校長)の承認の元に編成されなければならない。

第7条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出演することは認めない。また課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第8条 指揮者の資格については制限しないが、次の事項は厳守すること。

課題曲・自由曲とも同一人が指揮をすること。

中学校B・高等学校B部門においては、同一指揮者が同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮をすることは認めない。

小学校の部においては、同一指揮者による複数団体が同時に県代表になった場合、指揮者を変更し上部大会に参加しなければならない。

第9条 参加者の資格に疑義があるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。

職場・一般部門については、楽器名・氏名を記載した出演者名簿を、大学部門については、楽器名・氏名・学部・学科・学年を記載した出演者名簿を、参加申込時に栃木県吹奏楽連盟事務局へ提出すること。

第10条 中学校A、高等学校A、大学、職場・一般部門において全日本吹奏楽コンクールに、3年連続して出場した団体は、翌年開催の栃木県吹奏楽コンクールに出場できない。また、小学校、中学校B、高等学校B部門において東日本学校吹奏楽大会に、3年連続して出場した団体は、翌年開催の栃木県吹奏楽コンクールにおいて「前年度と同じ部門」には出場できない。(他の部門には出場可)

(課題曲・自由曲 および 演奏時間)

第11条(編成)

1 課題曲は、スコアに指定された編成を尊重すること。

自由曲の編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハーブの使用および曲中のスカット(声)は認める。

2 課題曲・自由曲ともにヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器(エレキベースを含む)を使用することはできない。ただし、~~B部門フェスティバルの部~~に関してはこの限りではない。

第12条 中学校A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門に出演する団体は、その年度に選定された課題曲を演奏し、後に各自選定の自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

第13条 小学校部門、中学校B部門、高等学校B部門に出演する団体は、自由曲一曲を演奏して審査を受けるものとする。(A部門の課題曲を用いてもよい)

第14条 課題曲および自由曲は県予選で用いたものとする。ただし、~~小学校、中学校B、高等学校Bの「フェスティバルの部」についてはこの限りではない。~~

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンクールに出演することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ50年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。

第16条 演奏時間は課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。自由曲のみの部門は7分以内とする。演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。各部門とも演奏時間が超過した場合は失格として審査の対象としない。

第17条 演奏は原則としてステージ上で行う。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動する。

第18条 指揮台、指揮者用譜面台、演奏者用譜面台は常設とする。(ただし、~~小学校部門と各B部門フェスティバルの部~~は除く)

- 第19条** ステージ上へハーブの台やコントラバスの台、自前の反響板や平台等を持ち込むことはできない。
- 第20条** 演奏開始時刻に間に合わなかった団体は、原則として失格とし、審査の対象としない。
- 第21条** 出演順序は毎年代表者打合せにおいて決定する。ただし、実施部門順はその年度ごとに常任理事会において決定する。

(演奏に関する諸権利)

- 第22条** コンクール出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は本連盟に帰属し、本連盟がこれを利用することについてコンクール出演者は何らの異議を述べることができない。
- ・ラジオ、テレビ等の放送をすること。
 - ・放送のためであると否と問わず、録音・撮影をすること。
 - ・DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
 - ・写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査員 並びに 表彰)

- 第23条** 栃木県吹奏楽コンクールの審査員はその年ごとに常任理事会が選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。
- 第24条** 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。
上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合、小学校、中学校、高等学校の部においてはその年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大学、職場・一般の部においては当該団体のコンクール参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消す。
- 第25条** 審査方法は理事会の定める栃木県吹奏楽コンクール審査内規による。
- 第26条** 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の5分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。
- 第27条** 表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(東関東吹奏楽コンクールへの推薦)

- 第28条** 東関東吹奏楽コンクールへの推薦団体数は次の通りとする。
各部門（小学校部門、中学校B部門、高等学校B部門を除く）の金賞団体の中から、年ごとに東関東吹奏楽連盟が決定する団体数を栃木県代表として推薦する。ただし、レベル審査による場合は金賞団体以外から推薦する場合がある。

平成	年度代表団体数	
	小学校部門	団体
	中学校A部門	団体
	中学校B部門	団体
	高等学校A部門	団体
	高等学校B部門	団体
	大学部門	団体
	職場・一般部門	団体

東関東吹奏楽コンクールへの出演順は、推薦を受けた団体により栃木県分について新たに抽選し決定する。

(その他)

- 第29条** コンクール実施に当たって常任理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。
- 第30条** その他開催上の細目については常任理事会が定める。
- 第31条** この規定は常任理事会の議決により改定することができる。

